

## 第75回全国植樹祭基本計画（宿泊・輸送等）作成業務委託仕様書

### 1 業務名

第75回全国植樹祭基本計画（宿泊・輸送等）作成業務

### 2 目的

第75回全国植樹祭の開催目的を達成するため、「第75回全国植樹祭基本構想」を踏まえ、大会の宿泊・輸送等業務に係る基本計画を作成する。

### 3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月29日まで

### 4 内容

「第75回全国植樹祭基本構想」に基づき、次に掲げる事項に関する基本計画を作成する。

#### (1) 招待者等の管理業務に関する計画

招待者の名簿の作成、招待事務の一元管理、招待者情報の確実な受け渡しの方法についての計画

#### (2) 招待者等の宿泊に関する計画

宿泊申込受付、宿泊先の手配・配宿、料金の設定等についての計画

#### (3) 招待者等の輸送に関する計画

輸送手段、輸送ルート、運行計画、必要台数の算定等についての計画

#### (4) バス運行計画及び駐車場の利用計画、交通誘導等に関する計画

輸送バスの運行に係る計画、駐車場の設置計画、交通誘導等に必要なサイン・チラシ・看板等の作成、設置、配布等についての計画

#### (5) 招待者等への配布物の作成、手配、配布に関する計画

招待者等の記念品・IDカード・胸章等の作成及び配布等の計画

#### (6) 受付等に関する計画

各宿泊施設や指定集合地、会場における大会受付、資料の配布等の計画

#### (7) 参加者への弁当、お茶の配布に関する計画

弁当やお茶の企画、管理・配布・回収についての計画、衛生管理方法等の計画

#### (8) 視察旅行に関する計画

視察旅行（参加者負担）の企画・実施に係る計画

### 5 成果品の提出

(1) 基本計画（宿泊・輸送等）（カラー、A4判・縦、両面印刷、加除式ファイル） 12部

(2) 上記計画等の原稿及び図等素材の電子データを収めたCD又はDVD 2枚

※ Microsoft Word（2010以降）、PowerPoint（2010以降）、Excel（2010以降）を使用

すること。

## 6 基本計画（宿泊・輸送等）作成における留意事項

- (1) 基本計画（宿泊・輸送等）の作成にあたっては、食材、宿泊施設、輸送手段、印刷物など、県内の事業者や関係団体等と密に連携を図りながら、県内のものを優先して使用するよう努めること。
- (2) 第53回全国林業後継者大会（第75回全国植樹祭関連行事：開催地は未定）への参加者のうち、全国植樹祭に参加される方も含めて企画すること。また、第53回全国林業後継者大会関係者とも十分に調整を図ること。
- (3) 第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）からの要請に基づき、必要に応じて資料を作成の上、実行委員会が設置する専門委員会や関係機関との打ち合わせに同席すること。
- (4) 作成する基本計画（宿泊・輸送等）の内容は、実行委員会や関係機関との協議により説明、追加、修正、削除が求められることがある。
- (5) 本大会の開催にかかる予算編成作業等に必要のため、令和5年10月3日（火）までに基本計画（宿泊・輸送等）及び概算経費（※）の中間報告を提出すること。  
※ 概算経費については、第75回全国植樹祭実施計画（宿泊・輸送等）作成等業務委託費〔令和6年度を予定〕と、第75回全国植樹祭宿泊・輸送等業務委託費〔令和7年度を予定〕に分け、その内容ごとに区別すること。
- (6) 実行委員会が別に委託契約を締結する第75回全国植樹祭基本計画策定等業務の受託者と十分に調整し、同者が作成する「第75回全国植樹祭基本計画」のうち宿泊・輸送等に係る部分を令和5年12月上旬までに完成させること。

## 7 その他留意事項

- (1) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、実行委員会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。なお、再委託を受ける者についても「募集要領4 参加資格(1)から(9)」の要件を満たすものとする。
- (2) 受託者（再委託を受けた者も含む。）は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流出・損失を生じさせないこと。
- (4) 基本計画（宿泊・輸送等）の作成にあたっては、第三者のあらゆる権利を侵害しないこと。  
なお、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きは受託者が負うこと。
- (5) 基本計画（宿泊・輸送等）及びその素材、成果品についての物権及び著作権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き実行委員会に帰属する。